

産業建設常任委員会記録

令和 5 年 1 2 月 5 日

【開催日】 令和5年12月5日（火）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午後1時52分

【出席委員】

委員長	藤岡修美	副委員長	恒松恵子
委員	中島好人	委員	中村博行
委員	福田勝政	委員	宮本政志
委員	矢田松夫		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】 なし

【執行部出席者】

副市長	古川博三	経済部長	桶谷一博
公営競技事務所長	木村清次郎	公営競技事務所副所長	大下賢二
建設部長	大谷剛士	建設部次長兼都市計画課長	高橋雅彦
都市計画課課長補佐兼都市整備係長	立野健一郎	都市計画課主査兼管理緑地係長	金子悦美
都市計画課管理緑地係主任	松崎博	都市計画課都市整備係主任主事	一力大地
下水道課長	泉本憲之	下水道課課長補佐	藤本英樹
下水道課管理係長	岡村厚志	下水道課主任	原田尚枝
下水道課主任主事	辻岡敏司		

【事務局出席者】

事務局長	河口修司	庶務調査係長	田中洋子
------	------	--------	------

【審査内容】

- 1 議案第73号 令和5年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第2回）について（公営）
- 2 議案第74号 令和5年度山陽小野田市下水道事業会計補正予算（第1回）について（下水）
- 3 議案第82号 山陽小野田市下水道条例の一部を改正する条例の制定について（下水）
- 4 議案第69号 令和5年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算（第1

回)について

(都計)

5 議案第89号 竜王山公園オートキャンプ場の指定管理者の指定について

(都計)

6 議案第90号 北部地区都市公園外施設の指定管理者の指定について

(都計)

7 陳情・要望書について

午前9時 開会

藤岡修美委員長 おはようございます。ただいまから産業建設常任委員会を開会いたします。本日の審査日程につきましては、お手元に示してあるとおりに進めてまいります。まず、議案第73号令和5年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第2回）について執行部の説明を求めます。

木村公営競技事務所長 それでは、議案第73号令和5年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第2回）について、御説明申し上げます。このたびの補正は、人事院勧告及び職員の人事異動に伴う人件費の調整によるものであります。なお、歳出の組替えにより対応することから、これに伴う予算の総額に変更はございません。補正の内容としましては、歳出において、人件費の調整として全体で220万2,000円を増額し、調整として予備費を220万2,000円減額しております。予算書での説明です。予算書5ページ及び6ページを御覧ください。

1款1項1目一般管理費、2節給料を102万2,000円増額しております。次に、3節職員手当等では、80万3,000円を増額しております。次に、4節共済費では、37万7,000円増額しております。

最後になりますが、競走事業費で220万2,000円を増額したその同額を3款1項1目予備費にて減額しております。結果、歳出総額は差引きにより、263億9,587万6,000円のまま予算額に変更はありません。以上が令和5年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会

計補正予算（第２回）の説明でございます。御審査のほどよろしく願
いいたします。

藤岡修美委員長 執行部の説明が終わりました。ここで委員の質疑を求めます。
人件費の調整による補正だけです。

宮本政志委員 ６ページの給料について、６人は会計年度任用職員とかを含む
んですか。詳細をお聞きします。

大下公営競技事務所副所長 これは純粋に正規職員だけでございます。

宮本政志委員 その下の職員手当等の住居手当が５１万３，０００円減になっ
ていますけど、住居手当について詳細を聞いていいですか。住居手当そ
のものの詳細です。

大下公営競技事務所副所長 住居手当の５１万３，０００円は、人事異動、い
わゆる職員の入替えによるものでございます。住居手当は、いわゆる職
員の家賃の一部を手当として出しているものでございます。

宮本政志委員 その上で５１万３，０００円というのは、人数的には、この６
人のうちの該当者は１名とか２名とかなんですか。

木村公営競技事務所長 こちらの人件費に相当するところは、人事課が当初ど
のようなメンバーで予算組みをしていたか、私どもには分かりませんの
で、今回異動した内容の中で職員の増減が発生しているものということ
しか、私としては詳しくは言えないです。申し訳ないです。

藤岡修美委員長 ほかに質疑はありますか。（「ありません」と呼ぶ者あり）
以上で質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これより、議案第７３

号令和5年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第2回）について採決いたします。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

藤岡修美委員長 全員賛成により、本件は可決すべきものと決定いたしました。
暫時休憩いたします。

午前9時7分 休憩

午前9時18分 再開

藤岡修美委員長 それでは、委員会を再開いたします。議案第74号令和5年度山陽小野田市下水道事業会計補正予算（第1回）について審査を行います。執行部の説明を求めます。

泉本下水道課長 それでは議案第74号令和5年度山陽小野田市下水道事業会計補正予算（第1回）について御説明いたします。今回の補正は、人事院勧告等による人件費の調整と公共下水道整備に係る事業の追加実施によるものです。補正予算書1ページを御覧ください。まず、第2条の業務の予定量の補正ですが、当初予算4億4,123万2,000円を3,680万円増額して、4億7,803万2,000円とすることとしております。詳細については、後ほど説明いたします。次に、第3条にある収益的収入及び支出の補正について説明いたします。収入については、1款下水道事業収益、2項営業外収益を11億3,161万1,000円から11億2,411万9,000円とし、749万2,000円減額いたします。支出についても、1款下水道事業費用、1項営業費用を749万2,000円減額いたします。それでは14ページをお開きください。収益的収支の支出内訳から説明します。1目管渠費については、

人件費に係る報酬から旅費まで部分について69万3,000円減額、3目処理場費については、同様に人件費に係る部分について34万9,000円増額、5目総係費は、人件費に係る部分714万8,000円減額としており、補正の総額は、749万2,000円の減額となります。次に、収入内訳については、2目他会計負担金を748万2,000円の減額、4目他会計補助金1万円の減額としており、合わせて749万2,000円の減額補正となります。補正後の下水道事業収益は19億2,015万4,000円、下水道事業費用は18億6,908万7,000円となります。では1ページにお戻りください。第4条、資本的収入及び支出の補正について説明します。これについては、最初に説明した第2条、業務予定量の補正とも関連しますので、併せて詳細の説明をいたします。収入については、1款資本的収入、1項企業債を7億2,180万円から7億5,860万円に3,680万円増額、2項出資金を4億8,666万8,000円から4億8,964万6,000円とし、297万8,000円の増額とします。支出については、1款資本的支出、1項建設改良費を11億928万6,000円から3,977万8,000円増額して、11億4,906万円4,000円とします。それでは16ページ、一番最後のページを御覧ください。最初に支出について内容を説明します。1目公共下水道建設費、給料46万4,000円、手当238万2,000円、法定福利費13万2,000円のそれぞれの増額は人事院勧告等によるもので、合わせて297万8,000円の増額です。工事請負費については、追加工事の費用として3,680万円を増額するものです。これにつきましては、議案第74号参考資料をお配りしています。位置図、それから工事の平面図をお配りしていますので参考に御覧ください。追加工事の場合は、南松浜となります。本年度、南松浜団地を公共下水道に取り込むため、鋭意、マンホールポンプを含めた下水道管渠工事を実施しているところです。南松浜団地においては、もともと集中合併処理浄化槽で行われており、管渠が布設されていたので、それを公共下水道が引き取ることにしております。そのため、既存の排水設備から雨水が入らないことを確認す

る等の管内調査を事前に行ったところです。その調査時に管渠の老朽化が確認され、雨天時における浸入水が懸念されることが判明しました。これによりポンプ能力が限界に達すると、マンホールが満水となり、汚水があふれることが懸念されますので、参考資料の図面にあるとおり貯留槽を計画しております。これにより一時的に汚水を貯留できるようにして、公共域へ汚水があふれ出すリスクを排除することとします。この対策工事の予算要求が12月になったことについては、昨年度の予算編成時期に対策の結論が出ていなかったことや本年度に入り関係各所の調整を行うことに時間を要したこともあり、この時期となりました。あわせて雨天時の対策ということで、来年度の梅雨までに完成させる計画にしており、年度途中ではありますが、予算を補正させていただき、工事を発注したいと考えております。収入につきましては、人件費部分が他会計出資金297万8,000円の増額、追加工事部分が単独事業ですので、全額、下水道事業債を充てることとし、3,680万円の増額としております。それでは2ページへお戻りください。第5条、企業債の補正については、今、説明しました追加工事の費用である3,680万円を増額して、起債の限度額を5億5,890万円から5億9,570万円に変更するものです。第6条については、「議会の議決を必要とする流用」について、職員給与費が規定されておりますので、先ほど説明した人件費の補正435万9,000円を減額して、1億2,516万6,000円を1億2,080万7,000円にするものです。第7条は、「他会計からの補助金」が規定されており、人件費の補正に伴い、1万円の減額補正となり、2,612万7,000円が2,611万7,000円となります。以上、第1回補正予算、第1条から第7条までの説明となります。引き続き、先ほど説明した補正予算に関する説明書について、簡潔に概略説明いたします。4、5ページをお開きください。ここには3条、4条で説明した収益的収支、資本的収支の実施計画が掲載されています。金額は、先ほど説明したとおりであります。6ページには「予定キャッシュ・フロー計算書」を掲載しております。7、8ページには給与費明細書について掲載しております。10、11ページは

予定貸借対照表、12ページには予定損益計算書を掲載しており、両方とも税抜きで示しております。13ページ以降の説明資料につきましては、冒頭説明しました3条、4条の補正予算明細書が掲載されております。以上が山陽小野田市下水道事業会計補正予算（第1回）の説明となります。御審査のほどよろしくお願いいたします。

藤岡修美委員長 執行部の説明が終わりました。ここで、委員の質疑を求めます。補正予算書のページを追っていきたいと思います。まず、1ページ、2ページについてよろしいですか。

中島好人委員 2ページ、6条の職員給与が435万9,000円の減額となっていますが、中身について説明してもらいたいと思います。

泉本下水道課長 それではページを追って審査していただくところですが、7ページをお開きいただきたいと思います。7ページ、総括の部分であります。ここに補正前と補正後の一般職の職員数が書いてありますが、これが1名減数となっております。これにつきまして、当初20名、下水道課に配置される予定でありましたのが、19名となっておりますので、その分を減額補正しておるところです。以上です。

藤岡修美委員長 ほかに1ページ、2ページについてないですか。（「なし」と呼ぶ者あり） それでは、4ページ、収益的収入及び支出について、いいですか。（「ありません」と呼ぶ者あり） 5ページ、資本的収入及び支出について。

宮本政志委員 先ほど工事の説明があったけど、市内でほかの場所で、今後、今回と同じような工事を要することが懸念されるような場所はあるんですか。

泉本下水道課長 懸念されるような場所ということですが、公共下水道につき

ましては、かなり計画区域を狭めております。ですから、今回のような貯留槽を造るということに関しては、今回限りなのかなと今のところは思っておるところです。ただ、国土交通省が平成30年にアンケートを取っております。全国で約3,000の処理区があって、1,600以上の処理区が、雨天時の雨水の浸入に困っておるということを言っております。ですから山陽小野田市につきましても雨天時の状況を見ながら、必要であれば、既設の管があるところについても貯留槽を考えていくことも今後あるかもしれません。そのことだけ申し添えておきたいと思います。以上です。

宮本政志委員 今言われたように、下水道整備地区を狭めていくことについて、僕はいいことだと思うんだけど、先ほど46立方メートルと言われましたよね。いろいろ計算をされて、いろいろな雨量とかいろいろな根拠で、多分、その立米数を出されて、その大きさに見合う工事と解釈するんだけど、異常なぐらいの大雨が降っても、さっき46立方メートルとおっしゃったのは大丈夫ですか。

泉本下水道課長 46立方メートルに関しましては、下水道事業につきましてもBCPを立てておるところです。その中で、初動の時間を3時間と決めておりますので、一応、3時間分は貯留できるようにということで、今のこの計画から立米数を割り出しております。それ以降につきましては、当然流れる、または職員が行って確認してポンプ等を設置できる、3時間は余裕を持っておこうということで大きさを決定いたしました。

中村博行委員 関連して聞くんですけども、きらら交流館の駐車場のところに設置されるようになっていきます。ここは結構、交流人口も多いところで、その辺の工事を6月ぐらいの雨季までには完了したいということでありまうけど、いつ頃から入られて、安全管理についてはどうなのか聞きたいと思います。

泉本下水道課長 公共工事の安全管理につきましては、私ども常に万全を期して工事施工しているところです。それから、きらら交流館、当然、人の出入りが激しいところではありますが、今ちょうど交流館は工事手前で休館しておられますので、この機会にうちのほうは工事したいと考えております。以上です。

藤岡修美委員長 6 ページ、予定キャッシュ・フロー計算書について。（「ありません」と呼ぶ者あり）7 ページ、8 ページは、先ほど若干説明がありました給与費明細書です。

宮本政志委員 中島委員の質疑のときに確認しておけばよかったんですが、8 ページに人事異動によると書いていますよね。この1人減は退職ですか。

泉本下水道課長 予定されていた人員が配置されなかったものと私は思っております。

藤岡修美委員長 10 ページ、予定貸借対照表について。（「ありません」と呼ぶ者あり）11 ページについて。（「ありません」と呼ぶ者あり）12 ページ、予定損益計算書について。（「ありません」と呼ぶ者あり）説明資料に移ります。14 ページ、明細書、収益的収入及び支出。（「なし」と呼ぶ者あり）15 ページ、総務費、人件費。（「なし」と呼ぶ者あり）16 ページ、資本的収入及び支出の内訳、先ほどの管渠整備工事。

矢田松夫委員 資本的収入及び支出のところでありますけれど、今回は南松浜団地が対象ということですが、利用世帯は何世帯で、事業費の高騰とか今後の工事の進捗についてお伺いします。

藤岡修美委員長 矢田委員、以後は一問一答でお願いします。

泉本下水道課長 まず、件数につきましては、134件を今見込んでおります。

それから工事の予定進捗につきましては、補正予算が可決された場合には、速やかに工事発注を考えております。先ほど申したとおり、6月の梅雨までには完成させたいと思っております。それと併せまして、工事の費用の高騰についてですが、これもそのときタイムリーに出すしかありませんので、そのときの価格で適正に工事を行っていきたいと考えております。以上です。

藤岡修美委員長 ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）資料を含めて、全般的に。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは以上で質疑を終わります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これより、議案第74号令和5年度山陽小野田市下水道事業会計補正予算（第1回）について採決いたします。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

藤岡修美委員長 全員賛成により本件は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第82号山陽小野田市下水道条例の一部を改正する条例の制定について審査を行います。執行部の説明を求めます。

泉本下水道課長 引き続き、よろしくお願いいたします。それでは議案第82号山陽小野田市下水道条例の一部改正について御説明いたします。議案書とあわせて、議案第82号参考資料を配付しておりますので、御審議の参考にしていただきたいと思います。では、説明に入ります。この条例改正は、先の議会において可決された山陽小野田市水道事業給水条例の改正に併せて行うものです。同条例では、第32条の規定が改められており、使用日数が15日以下のときは基本料金の2分の1にする規定がなくなったことから、改正後は、月の中途において開始、中止または廃止した場合には1月分として算定することとなりました。このことから、公共下水道事業においても、この条例に合わせるために第18条、

使用料の算定の特例を一部改正しております。内容につきましては、お手元の議案書にあります新旧対照表のとおりで、簡潔に説明しますと、水道と同様に基本料金の15日以下の取扱いが0.5か月から1か月に改正となります。理由としましては、下水道料金は料金徴収一元化により、水道事業者において料金を算定、徴収していただいております。このことから、料金の算定において双方をそろえる必要が生じたためです。資料を御覧ください。最初に、0.5か月等で取扱いの多い事例を申し上げます。これにつきましては、転居等で使用が中止になるケースがほとんどで、事例としては、アパート等の人の入れ替わりが激しい賃貸物件等が挙げられます。次に県内の状況です。12市中8市が同様の取扱いをしております。表中、市名の横に※印がついているところが同じ扱いをしている市となります。次は、使用料への影響を簡単に整理しております。令和4年度で決算した使用料収入は、約6億7,000万円であり、改正後は、約53万円増収となりますが、全体の0.08%と大きな影響はありません。また、使用者への影響になりますが、この計算式に示されているとおり、1件につき750円程度の増となっておりますが、先ほど説明したとおり、事例が少ないことや額が少額であることから、大きな負担増につながらず、影響はないものと考えています。最後に参考として、一元化による業務負担金を示しております。既に決算において認定いただいているものですが、参考として掲載しております。なお、この条例の施行期日は、令和7年10月1日としております。これは冒頭申しましたとおり、水道事業給水条例に合わせるものであります。説明については以上です。御審査のほどよろしく申し上げます。

藤岡修美委員長 執行部の説明が終わりました。ここで委員の質疑を求めます。資料を含めて、かなり分かりやすく説明がありました。

矢田松夫委員 民間のアパートの関係も事例で出ましたが、例えば、市営住宅等で、団体というか市営住宅まるごと、こういう場合があり得るのか。下水道処理の今回の改正というのは、あちこちあるんですね。

泉本下水道課長　今、下水道を使用されておられる、下水道使用料を頂いておるところについては、全て関係してくると思っております。

中島好人委員　参考資料について、先ほど説明がありましたけども、4番の使用料への影響、先ほど0.5か月から1か月という説明がありましたけども、基本的に水道に合わせて料金を引き上げるという内容です。その辺も具体的に額も併せて説明してもらったと思います。

泉本下水道課長　それでは説明いたします。令和4年度の使用料の収入から申し上げますと、6億6,949万9,858円が令和4年度の使用料収入となっております。条例改正後、概算であります、約53万円の増収となっております。全体の割合で言いますと0.08%の増収となっております。それから、1件1件に対する増収の部分であります、まず、0.5か月を1か月に換算した場合は、216件事例がございます。全て収納の件数を合わせますと、8万8,859件ございまして、全体から言いますと、約0.24%が該当することとなります。次に、1.5か月を2か月に換算した場合です。これにつきましては、全部で496件、先ほど申しました8万8,859件からすると、0.56%の割合となっております。双方とも1件当たり約750円の増となっております。ただ、これは使用料を直接増額するわけではありませんので、あくまで一元化に対する、うちの措置と考えておりますので、下水道使用料を上げるということではないと考えております。基本料金はあくまで現行どおりです。以上です。

中島好人委員　先ほど説明があったんですけど、1件750円値上がるということですけど、最後に値上がることではないということだったので、こんがらがってきました。1件750円の値上がりではないことを分かるように説明していただけますか。

泉本下水道課長　分かりにくい説明で申し訳ありませんでした。使用料につき

ましては、現状の条例のとおり、基本料金の部分になるんですが、これについては値上げしておりません。ただ、一元化事務の中で0.5か月を今までは0.5か月までということで算定しておったんですが、それにつきましても、他市の状況を見ても0.5か月以下を取り扱っているところは、かなり少ないほうになってきておりますので、水道もそれに合わせて、0.5か月以下については1か月にするよということになりました。うちも料金一元化で、全て算定から徴収までしていただいております、それに合わせておるもので、件数からすると、やはり1%にも達してないところでありますので、大きな影響はないものと考えて、今回の改正に至っております。

宮本政志委員 参考資料について、こういった丁寧な資料をありがとうございます。あくまで18条だけど、この資料には30日超えた場合について何市か載っているんですけど、本市の場合は、超えたときは同じように次の超えた月も1月という計算方法になるのかな。30日超えた場合はどうなりますか。下関市なんか載っとるよね。

岡村下水道課係長 30日を超えた場合につきましては、今まで30日を超えてから検針期間が45日までについては、1か月と0.5か月分として、下水道使用料を頂いていたところでありましたが、それも同様に、1か月と0.5か月分ということではなくて、2か月分として使用料を計算させていただいて、使用料を納めていただくという取扱いになります。以上です。

宮本政志委員 そうすると31日ある月はどうなるんですか。例えば、1月30日であれば、30日という解釈だけど、1月31日は1月の中ですよ。そういう場合はどう解釈したらいいんですか。

岡村下水道課係長 使用料の条例上の記載は、あくまで1か月等の記載になっております。下水道の使用料、水道料金も同様ですが、検針日数によっ

て計算することとなっております。基本的に、検針日は月の頭、1日ではなく、大体6日ぐらいから始まってこようかなと思うんですが、そこを起算に検針日数を計算して、それに応じてということになります。以上です。

藤岡修美委員長 ほかに質疑はありますか。（「ありません」と呼ぶ者あり）
以上で質疑を終わります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）
討論なしと認めます。これより議案第82号山陽小野田市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

藤岡修美委員長 全員賛成により本件は可決すべきものと決定いたしました。
ここで職員入替えのため、暫時休憩いたします。

午前9時50分 休憩

午前10時 再開

藤岡修美委員長 それでは委員会を再開いたします。議案第69号令和5年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算（第1回）について執行部の説明を求めます。

高橋建設部次長兼都市計画課長 それでは議案第69号令和5年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算（第1回）について説明いたします。参考資料としてお配りしております「令和5年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算（第1回）について」という資料の一番右側、R5（補正後）の欄も併せて御覧ください。補正予算書の5ページ、6ページを

お開きください。初めに歳入について説明いたします。２款繰越金、１項繰越金、１目繰越金１２７万２，０００円を増額し、補正後の額を３，２２３万５，０００円とするものです。これにつきましては、令和４年度決算が確定したことに伴うものです。次に歳出について説明いたします。２款予備費、１項予備費、１目予備費について、繰越金と同額の１２７万２，０００円を増額し、補正後の額を３，７８９万２，０００円とするものです。補正予算書２ページをお開きください。歳入合計、歳出合計共に１２７万２，０００円の増額により、４，７９２万円となります。最後に参考資料を御覧ください。今年度の予算につきましては、右側から３列目が当初予算、２列目が今回の補正金額、一番右側の列が補正後の金額となります。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

藤岡修美委員長 執行部の説明が終わりましたので委員の質疑を求めます。ページが少ないので補正予算書、資料含めて質問を受けたいと思います。

矢田松夫委員 ただ単純に、前年度の繰越金が１２７万２，０００円と言われても困るから、例えば、どのような繰越しになったのか、結果を回答できますか。例えば、収入の欄、歳入の欄はいろいろありますよね。

立野都市計画課課長補佐兼都市整備係長 令和４年度の決算につきましては、参考資料の一番上になりますが、駐車場使用料、駐車料金で１，２７３万９８０円の入りがございます、そのほかに定期駐車券、プリペイドカード、行政財産使用料等収入がございます、それらの合計で言いますと、歳入が１，５５９万９，８３３円ということでございます。次に、表の下段になりますが、歳出の需用費で、プリペイドカードなどの消耗品、または光熱水費、修繕費等ございまして、役務費、委託料、これらの歳出の合計が８０３万６，７５３円ということでございます。こちらの歳入と歳出のそれぞれの合計の差ということになりまして、歳入合計４，０２７万１，９３５円、歳出３，８９９万９，７５３円ということ

で、その差が補正額 1 2 7 万 2 , 0 0 0 円ということになります。説明は以上です。

中島好人委員 駐車場特別会計ですね、要するに収益が上がってきているということで、このたびも予定よりも 1 2 7 万円収益が上がってきたということですね。以前は、借金を返して行って、今はもうチャラになって収入が増えるというか、そういう事業になってきているわけですが、一番下でいうと 5 6 5 万 7 , 0 0 0 円ですかね。こういったお金の使い道というのは何か考えておられるんですか。

立野都市計画課課長補佐兼都市整備係長 こちらの繰越金の使用の用途ということですが、以前、委員会でも少し触れたことがございますが、駐車場の西側に未舗装の 3 , 0 0 0 平方メートルぐらいの土地がございまして、現在、そちらにも駐車していただいているので、その箇所について舗装を実施したいと考えておるところです。

中島好人委員 舗装ということですが、この事業を今後も市が継続してやっていこうというのが、方針になるのでしょうか。

高橋建設部次長兼都市計画課長 しばらくは直営で行こうと思っております。

藤岡修美委員長 ほかに質疑はありますか。（「ありません」と呼ぶ者あり）
以上で質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これより議案第 6 9 号
令和 5 年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 回）について採決いたします。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

藤岡修美委員長 全員賛成により本件は可決すべきものと決定いたしました。

引き続き、議案第 89 号竜王山公園オートキャンプ場の指定管理者の指定について審査いたします。執行部の説明を求めます。

高橋建設部次長兼都市計画課長 それでは引き続き説明させていただきます。

議案第 89 号竜王山公園オートキャンプ場の指定管理者の指定について説明いたします。この議案につきましては、竜王山公園オートキャンプ場の指定管理者選定委員会の審査結果により、指定管理者候補者に選定した株式会社晃栄を指定管理者として指定しようとするものです。竜王山公園オートキャンプ場につきましては、平成 19 年 10 月 1 日から指定管理者制度を導入し、令和 6 年 3 月 31 日で 4 期目が終了いたします。このことから、5 期目について、令和 5 年 9 月 15 日から 10 月 31 日までの期間、指定管理者の募集を行ったところ、株式会社晃栄から応募がありましたので、11 月 8 日に指定管理者選定委員会を開催し、審査を行った結果、株式会社晃栄を指定管理者候補者と決定しました。指定の期間につきましては、令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年間です。続きまして、お配りしております資料について説明いたします。指定管理者選定委員会審査集計表、指定管理者審査基準表、指定管理者募集要項、指定管理者仕様書、企画提案書、指定管理者評価表、指定管理料の算定について、公園位置図の八つの資料をお配りしています。指定管理者選定委員会審査集計表は、11 月 8 日の指定管理者選定委員会で審査された結果の集計表です。審査委員会は、山陽小野田市指定管理者選定委員会規定に基づく選定委員で構成され、今回は市職員 4 名、学識経験者 2 名の合計 6 名により審査されました。各選定委員は、株式会社晃栄が作成した事業計画書とプレゼンテーション、また、ヒアリングにより指定管理者として、ふさわしいかを審査されまして、五つの審査項目毎に採点していただきました。集計方法につきましては、それぞれの審査項目ごとの平均値を求め、合計した結果が評点となります。今回の評点は基準点であります 50 点を上回る 67.0 点となりまして、選定委員の皆様の協議の結果、株式会社晃栄が指定管理者候補者として決定されました。指定管理者募集要項及び指定管理者仕様書は、指

定管理者の募集の際に応募者に配布されたものです。企画提案書は、応募者である株式会社晃栄が提出した事業計画書です。指定管理者評価表は、6月に現在の指定管理者である株式会社晃栄に令和4年度のモニタリングを行い、企画課と協議を行った結果の評価表です。指定管理料の算定については、今回の指定管理料の算定額と前回の指定管理料の算定額を比較したものです。最後が配置図です。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

藤岡修美委員長 執行部の説明が終わりました。ここで委員の質疑を求めます。

福田勝政委員 審査集計表でございますけれど、3番目の「サービス向上及び利用者拡大の策が図られていること」が、45点満点で25.3点です。非常に晃栄さんもいろいろなイベントなんかして、交流人口を増やそうということで、江汐公園を出しちゃいけないんですけど、いろいろな策を練られて黒字化を狙っているんですけど、なかなか大変なようでございます。だから、この25.3点というのは、非常に評価が少ないと思うんですよね。そこらの点はどのように思われますか。

立野都市計画課課長補佐兼都市整備係長 委員が言われました箇所の評価が低いというところですが、利用者ニーズの把握であったり、主に地域・関係団体等、周辺施設との連携について、提案として具体性が低かったというか、審査上、物足りないというような評価が影響したのかなと考えております。

高橋建設部次長兼都市計画課長 少し補足いたしますと、この指定管理者選定委員会は、先ほど申しました私たちの職員以外の市の職員が4名と学識経験者の2名、合計6名で審査された結果が、福田委員が言われました、これらの点になっておりますので、その本意を、こちら、私たち事務局サイドとして、なかなか申し上げにくいということは理解していただきたいと思います。

福田勝政委員 この入札は1者だけだったんでしょう。

高橋建設部次長兼都市計画課長 はい、1者のみです。

福田勝政委員 いろいろな情報を聞きますと、非常に赤字で晃栄さんもやってらっしゃると聞いております。竜王山公園は有名なところでございます、市も桜の季節になるとライトアップすると。それともう一つ、警備の問題ですね。1人であそこを利用される女性の方がいらっしゃるらしいんですよ。そういった場合の警備の問題。警備のために看板を立てるとか、市もある程度、何かそうした策をバックアップする必要があるのではないかなと思うんですけどね。一般市民から聞いて質問するんですけどね。

高橋建設部次長兼都市計画課長 竜王山公園はオートキャンプ場に限らず、竜王山公園自体が桜で有名な名勝になっているのは御存じかと思いますが、桜のピークの時期にはオートキャンプ場ではなくて、頂上に上がったところに展望台がありまして、その周辺は地元の方がライトアップといいますか、提灯とかをつけて明るくされておりますので、そこでカバーされているのかなと思います。それから安全面のことを言われましたが、竜王山公園オートキャンプ場は有料公園施設で、例えば、日中利用されるときは明るいですし、当然、管理人もいますので、そういった安全面は問題ないと思います。福田委員の言われるのは、例えば、一人で来られたキャンパーがいるときの安全体制のことを言われていると思いますが、1人でも宿泊されるキャンパーがおられるときは、管理棟に必ず管理人が1人は常駐しておりますので、それで対応しているという状況です。

矢田松夫委員 指定管理者の指定について、基本的なことをお尋ねいたします。
今回も晃栄に決まったわけですね。単独の場合は、連続して2回までと

いう原則があるんですが、今度3回目じゃないかね。となると、結局、なぜ単独指定になったのか。恐らく他社が出なかったというのもあるんですけど、その基本的な原則について、まず最初にお答え願いたいと思います。なぜ、今回3回目になったのか。単独指定は2回と原則決まっているんですが、その辺の経過をお願いします。

高橋建設部次長兼都市計画課長 このたびは単独指定ではなくて、広く全国公募した結果、1者しか応募がなかったという状況です。

矢田松夫委員 ちょっと意味が分からない。サービスの質を維持し、さらに高めていくためには競争環境の保持が不可欠であることから、単独による指定の継続は最大2回までとするということになっていますが、全国にしたからいいんだと。その結果1者になったと。これが単独になった理由で、また同じ会社になったと。ちょっとした逃げ道というか、後で言いますが、さらに今回、前回より指定管理料を上げているわけよね。その辺ちょっと理解を得られないというか、今みたいなやり方でいくと、この5年後、今度は4回目になると。そんなことでいいんだろうかと思うんですが。

高橋建設部次長兼都市計画課長 この竜王山オートキャンプ場につきましては、現在、4期目を株式会社晃栄がやられていますが、過去の履歴を見ますと、平成19年10月1日から、この指定管理者制度の最初のスタートで導入したんですが、その際は2者から応募がありました。結果、株式会社晃栄が1期目を取られまして、2期目、3期目、4期目は残念ながら1者しか応募がなかったんで、結果的に、株式会社晃栄がされているということです。この4期までは市内の事業所に限定した形でやっておりましたが、今回は広く募集をかけることによって、より多くの事業者に手を挙げていただけるのではないかという期待の下でやりましたが、結果的には、株式会社晃栄しか挙げられなかったということです。矢田委員が言われるとおり、こういうやり方でいいのかどうかというの

は、私たちも感じております。次は6期目になりますので、その際には
どういった公募の仕方がいいのかというのは、よく考えていきたいと思
います。

宮本政志委員 矢田委員の質疑と答弁を聞いていまして、今までは市内業者で
公募していたけど、今回は全国に広げたよと。公募件数がたくさん来る
かなと思ったら、晃栄しかなかったと。それというのは、担当課として
はどういうところに問題があると精査されていますか。

高橋建設部次長兼都市計画課長 竜王山公園のオートキャンプ場は、管理して
いく上での事業費の規模がそんなに大きい事業規模ではないので、民間
企業の皆様がこれを請け負うような形で、事業として利益を出そうとさ
れたときに、なかなか利益が出にくいのではないかというのが一つ懸念
されるのではないかということと、キャンプ場の利用収入については、
はやり廃りがありまして、最近のはやりだしたので、少し収益が上がっ
てきていますが、一時期は大分利用者が少なかったです。ましてやコロ
ナ禍のときには閉鎖した時期もありまして、収入が見込めなかったとい
うことで、収入が非常に不安定ではないかと思われる案件もあって、
このような結果になっているのではないかなと思っております。

宮本政志委員 次長がおっしゃったように公募の方法が悪いのか、あるいは、
その事業に魅力がないのかというところで、事業にあまり魅力がないん
でしょうというのは、僕もそういう感じ方をしているんですよ。まず、
1点目の質疑としたら、そもそもなんですけど、この指定管理者制度と
いうのは、本市はいつから始まっていますか。指定管理者制度全体のこ
とを言っています。

高橋建設部次長兼都市計画課長 宮本委員が言われたのは、市の公共施設の指
定管理者全体をいつからという意味ですよね。（「そういうこと」と呼
ぶ者あり）ちょっと確認させてください。都市計画課が所管している施

設については、全て把握しているんですが、ほかの施設がいつがスタートだったかというのは、明確に申し上げられないので確認して、後ほど回答させてください。

宮本政志委員 僕の質疑が少しいけなかったかもしれないね。総務省からの指示の下、直営から、この指定管理者制度というのを全国の市区町村で始めたのに、全ての公共施設に関して、同時に指定管理者制度と思った質疑だったんだけど、施設によって、もし違うのであれば、私は質疑を変えないといけない。この竜王山公園オートキャンプ場の指定管理者制度は、いつからスタートですか。

高橋建設部次長兼都市計画課長 この竜王山公園オートキャンプ場の指定管理者制度の導入につきましては、平成19年10月1日からが指定管理者の導入、スタートです。

宮本政志委員 この指定管理者制度というのは、市はどういった目的で導入したんですか。

高橋建設部次長兼都市計画課長 これは、まさに「市民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的とする」ということで、企画課が指定管理者のマニュアルをつくっているんですが、そこに書いてあることを今読ませていただきました。

宮本政志委員 そうすると、民間のノウハウを活用する、そして、利用者の利便性の向上を図っていく並びに直営で市がやっていたところ、財政というかな、その経費の削減、縮減ということを目적으로して、総務省が広くということ、本市も指定管理者制度というのが始まったよ。平成19年からでいきますと、これ5年に1回ですね。そうすると、先ほど4回目とおっしゃったけど、この指定管理者制度が始まって、この竜王山オートキャンプ場というのは、具体的に利用者の利便性がどのように

向上しましたか。これは成果物としてあるはずですよ。

高橋建設部次長兼都市計画課長 指定管理者制度を導入いたしまして、株式会社晃栄が運用されるようになり、随分、独自事業をこれまでもやってこられました。例えば、ピザ釜を設置して、ピザ焼きのイベントをされたりとか、ちょっとしたコンサートを開かれたり、要は、利用者が一時的に集客できるようなイベントをこれまでも仕掛けてこられました。ハードの工事でいえば、大型の竜の遊具が真ん中にどんと座っており、あれから下に降りると芝広場に降りるんですが、その斜面に人工芝を数百万円かけて敷いていただいております。これはまさに独自事業で、人工芝を滑るために多くのお子様が日中利用に来られるという話はよく聞きます。それから、開設当初3台あったトレーラーハウスにつきましては、今は老朽化によりなくなっておりますが、老朽化して撤去するまでの間は、トレーラーハウスの中を御自分で改造されて、広い居住スペースや寝るスペースを工夫されて、それが非常に好評でトレーラーハウスの稼働率が上がっていたということもこちらは把握しております。やはりそうはいいまでも、民間のノウハウ、努力で、施設は随分よくなったのではないかなと思っております。

宮本政志委員 利用者、つまり来場者に対するサービス向上というのは、分かりました。この指定管理者制度というのは、市民のサービス向上ですから、あくまでキャンプしに行くという利用者以外にも市民は行かれるわけで、そもそも市民サービスの向上ですから、市民サービスの面ではどういった向上がされましたか。先ほどおっしゃたのは利用者よね。

高橋建設部次長兼都市計画課長 市民サービスという観点で言いますと、ここは、区切られた区間で有料公園施設ですので、お金を払っても、そこに行きたいという方がおられる施設です。最初の入り方が少し違いますが、宮本委員が言われる一般市民に対してということになりますと、オートキャンプ場を使いたいと思われる人以外のサービスというのは、何があ

るのかなと今ちょっと考えているところです。

宮本政志委員 先ほどの職員の方と委員2名の方との会議録を見てみますと、市民に対するサービスの向上として、例えば、駐車場とか道路とか、あるいはきららガラス未来館とか、そういったところの周辺の環境も一緒にこのキャンプ場も踏まえた向上が見られていますから、そういう全般的にほかの施設に対する市民サービスの向上というのは、ここは寄与していると思っていますので、市民サービスの向上はその辺りかなと。それと、この指定管理者制度が始まって、もう一つの理由としたら、経費の削減、つまり直営で市の職員がずっとやっていたことを、当時の市政で、これを入れて経費を少なくしていこうという目的もありますから、実際、始まってからトータルでどれくらい、例えば、直営でやった場合は、10数年間から20年で1億円かかったのが、指定管理者のおかげで5,000万円で済みましたとか、経費縮減、削減の成果という辺りをお聞きしていいですか。

立野都市計画課課長補佐兼都市整備係長 その金額の資料につきましては、現在、持ち合わせておりませんので回答はしづらいんですが、このたび都市計画課で見直しを行う際に、ほかの指定管理区域を直営と一部業務委託で出した場合、それと指定管理でどれぐらいのコストがかかるかという、全体では単年度当たりで試算をしてみました。そうすると、直営の場合だと指定管理料のおおむね10倍ぐらいかかるのではなかろうかという試算結果でございました。一部委託、草刈りとか高木剪定等の作業がございますので、その一部を出した場合には、おおむね2倍から3倍ぐらい指定管理よりコストがかかるであろうという試算結果でございました。

宮本政志委員 今の答弁を聞いて安心しましたよ。どれぐらい経費を縮減したかよく分かりませんでは、そもそも始まったときの、こういうことを目的として始めますという事業そのものの根底が崩れるんでね。立野補佐

がおっしゃったように、実際、直営と10倍ぐらい、大まかな計算だから、この10倍が5倍でもそれはいいよ。いいけど、直営でやるよりは、この指定管理者制度というのは、経費削減の面では十分良い結果を出していますよという答弁あったよね。そこで、また少しお聞きしたいのが、先ほど公募が1件しかない。前回までは5件も6件も10件もあったけど、たまたま今回は1件ですではなくて、ほぼほぼ公募というのはもうなくて、ずっと同じ会社に任さざるを得ないという状況が続くのは、公募の方法だけではないに、先ほど次長が言ったように、事業が小さいからもあるかもしれないけど、この指定管理の費用そのものに、僕は影響しているんじゃないかと思うのね。あまりにも経費削減、経費削減が前提に出て、そういったところも会議録にいろいろ出ているわけです。業者からこういう要望がある、ここはこうしてください、ここはこうなんだ、でも、経費がないからって、それをそのままにしておくと、この指定管理者制度そのものというのがゆがんでくるので、一つだから事業が小さいとさっきおっしゃった、小さいから魅力がないかもしれないとおっしゃったなら、例えば、ほかの指定管理の場所も何個かを一緒にして、指定管理の仕事の量を増やしていく方法というのは、法的か何か難しいんですか。

高橋建設部次長兼都市計画課長 今のお話は、まさにスケールメリットだと思いますので、それも実は内部では検討いたしました。それで後ほどの議案で出てきます北部地区につきましては、まさにスケールメリットを検討いたしました結果、二つの地区を合算したので、後ほど、またこれについては、ほかの議案で説明させていただきます。これは企画課が主導いたしまして、指定管理者の在り方については、プロジェクト会議がありまして、その中で市の方針を決めていくんですが、その中で各所管課がそれぞれやっていきます。オートキャンプ場の話で言いますと、本来は、南部地区都市公園というくくりの中で、嶋田工業がやられているエリアに竜王山公園が実は入っておりますので、例えば、本当は竜王山公園全体とオートキャンプ場一体というくくりにしてもよかったのかなと

いうことも検討いたしましたし、もっと言いますと、浜河内緑地、本山岬、それから焼野海岸という、いわゆるマイクロツーリズムをターゲットとしたような周遊コースについてもどうなのかなと思いましたが、結果は、竜王山公園オートキャンプ場については、これまでと同様にやっていこうということで、エリア限定で従来どおりということでやりました。ですから、内部で検討いたしました結果、こういう形にしたということです。

宮本政志委員 さっきの矢田委員の質疑、非常に重要だったんですけど、そこにやっぱりたどり着いていくよね。だから、この産業建設常任委員会所管以外のほうは触れられないけど、例えば、きららガラス未来館なんかは、いや、質疑じゃないし答弁ですよ。このたび見ると指定管理料をぐっと上げとったり、そういうふうな形で、本来必要なものを上げていかなきゃいけない。この会議録の中にも、駐車場のこととかホームセンターとか、いろいろキャンプの専門と打合せして、売上げを伸ばしていきましようとか、ほかの部門でもやっていこうと思うけど、予算がない。会議録を見ると、業者というのは一生懸命やろうと思うけど、なかなか利益が上がらなかったら、民間ですから怖いわけですよ。そういうところを次長がおっしゃったような広域よね。そもそもが市民サービスの向上でしょう。そうすると、きらら交流館とか、いろいろなところも踏まえて、担当課それぞれが横の連携も深めていって、この指定管理者制度というのをもう少し魅力ある事業にして、そして、公募で何者も来ない、1者しか来なかったら、ここ、もし採点のときに採点を悪くして落としてしまったら、誰もやることにならないから、仕方なく付度して、最低の点数を上げて、ぎりぎり及第点を超すというようなことにもなりかねないよね。そういったことはないですよ。

高橋建設部次長兼都市計画課長 この指定管理者の評点につきましては、これは市役所で全部統一されておまして、100点満点の基準点が50点ですので、今言われるように50点を切りますと、指定管理者候補者に

なれないということになります。それぞれの選定委員の方が採点されますので、決して変な付度とかはないというのは性善説ですのでないと思いますが、たしかに1者しかないというのは、本当に何が原因なんだろうというのは、正直、はた目から見てどうなのかなという、何でなんだろうという思いは、ずっと引っ張っております。それと経費縮減をうたっておりますが、市の押しつけで業者にやっていただいているのではないかという御意見は、これまでもいろいろな市議会議員の皆様からも頂いておりました。このたびの次期の指定管理者の委託料算定に当たっては、随分、奮発した形で、無理なくやっていただけるような積み上げで指定管理料を算出しております。

恒松恵子副委員長 経費を削減でなくて、一方、利用料収入を上げることも、一つの指定管理の魅力を上げることかなと思うんです。ただ、子育て世代は100円の入場料をゼロにしてほしいという要望も聞いたことがございます。やはり収益性を高めるためには、キャンプの利用料とか入場料を値上げすることも、今の仕様書を見たら、市長の承認でできると書いてありますけれども、利用料金の値上げについては、担当課はどこまで関われるのでしょうか。

高橋建設部次長兼都市計画課長 この都市公園の利用料につきましては、条例にうたっておりますので、まず、それを本当に上げようとするれば、条例改正が必要です。料金につきましては承認制度をとっておりますので、条例に記載してある金額は、あくまで上限という捉え方をさせていただいて、指定管理者が上げることは当然できません。上限ですので、上げることはできませんが、それ以下の金額を設定するという考え方はあります。ただ、その際は、市に出していただいて承認して、それを認めるということですが、利用料金についてはそういう考えになっております。

恒松恵子副委員長 宮本委員から市民サービスが出ましたが、市民だけ利用料をゼロにするとか、そういうお考えも一つかと思いますが、いかがで

しょうか。

高橋建設部次長兼都市計画課長　ほかの施設で言いますと、例えば、都市公園にありますテニスコートは、市民の方と市外の方とで料金に3倍の差を設けているところもあります。ただ、この竜王山公園オートキャンプ場につきましては、オートキャンプ場というのは、全国から来ていただくという形の規模で造っておりますので、市民、市外、県外というくくりはなしで、当初の料金設定もしております。今の考え方でいいますと、例えば、市民だけを安くするとか市外の方との差別化をしていくということは、今のところ担当課としては考えておりません。

福田勝政委員　平成19年に指定管理者制度が始まったと聞きましたけれど、資料に平成31年と平成32年、平均428万5,000円と載っていますよね。5年間428万5,000円、これを12で割ったら、1か月35万円ぐらいなんですよ。そういう計算になりますよね。35万円、違いますかね。（発言する者あり）そうでしょう。単純に計算して、竜王山公園を指定管理者が1か月を35万円でできないと思うんですよ。当初、できたときに市の方も言っていましたよね。あのときに約1,200万円かかると聞いたんですけど、そこら辺どう思われますか。

高橋建設部次長兼都市計画課長　ここで申します指定管理料の考え方なんです。指定管理料というのは、まず、この施設を維持管理していくために必要な経費というのを積み上げます。それから、利用料金の収入を引いたものに対して、指定管理料で補うという考え方になりますので、このお金で全てを運用しているという考え方のものではありません。

矢田松夫委員　指定管理の条件が3点あり、一番最後の経費の削減ですよ。これを何で今回上げたのか、その理由をお答え願えますか。上げた理由と根拠です。

立野都市計画課課長補佐兼都市整備係長 委員が言われますのが、審査表の一番下段になります24番の指定管理料の提示額のところだと思います。これを審査項目として上げた理由というのが、複数応募があった際に、価格というものも評価指標として上げたいという観点もございまして、その中で、市のほうで定めた指定管理料上限額に対して、どのような価格でできますよと御提示いただくことを評価したいというところで設定させていただきました。

矢田松夫委員 今の理由がよく分かん。具体的に。

立野都市計画課課長補佐兼都市整備係長 複数の方がエントリーされて、同様の内容のプレゼンの資料であったり、提案内容が類似していて、ほぼ同様であったときに、価格のところというのも審査項目で持つことで、どちらかが優位に立つというような観点から設定したものでございます。

高橋建設部次長兼都市計画課長 先ほど宮本委員からも御指摘いただいているように、この指定管理者制度の大きな導入の目的の一つに経費の削減というのがありますので、それも加味した上でこの審査項目を設けておりますということと、配点につきましては、最高でも3点しかありませんので、100点満点中の3点ですので、そんなにウェートをかけている項目ではないということは御理解いただきたいと思います。

矢田松夫委員 それはそれでよしとしましょう。次の指定管理者の経営努力により生じた利益については、原則として指定管理者の利益としますと。これは原則よね。努力すればするほど金が入ってくるから、管理料が低くてもマージンがあるよという言い方なんですけども、審査表を見ると、売店の審査がみんな1になっているよね、1に。だから、経営努力をここでしなかったんじゃないかと。（後刻訂正あり）今後するのではないかと期待を込めても、1というのはどうも何というか、資料を見ると、売店の運営に関する業務というのがあるんですよね。先ほど言ったオー

トキャンプ場維持管理とか仕事がいろいろあるけど、一番最後に売店の運営に関する業務、これはやはり事業収入がなかったし、努力しなかったし（後刻訂正あり）、そういうのが認められないということで、今回の審査員の結果が1になったのではないかなと思うんですが、これらについて、今後、どのように指定管理者に指導されるのか。

高橋建設部次長兼都市計画課長 たしかに売店に関する提案事業の中で、細かくこういった形でいろいろなものを取り扱って拡大していきたいというものは見受けられませんでしたので、各6名の審査員の方が妥当な審査をされたのではないかと思います。今、竜王山公園オートキャンプ場の4期目の指定管理を晃栄がやられている中で、これまでも売店の運営については、随分努力をされてきております。と申しますのは、結果的には、バーベキューで使う炭火、それから、ちょっとした洗剤、たわし類程度しか売っておりませんが、以前は、うどん類の軽食、それからバーベキューのためのお肉、野菜を売られていた時期はあります。ただ、なぜ辞められたかといいますと、なかなか買っていただけないという状態があって、いろいろ仕掛けられましたが、結果、そうなっているということです。これからまた新たな期に入りまして、晃栄がどうされるかはちょっと不明ですが、そこは過去の事例から、結果的にそういう提案になっているのではないかなと考えております。

宮本政志委員 先ほど、矢田委員はこの企業が努力してないとおっしゃったんだけど、それを産業建設常任委員会としての意向と取られたくないので、私は全くそういうふうに思っていない。さっきから言いましたように、応募が10も20あったと、事業計画を出したと、そして、そういう売店とか、いろいろ営業努力に関して計画も出したけど、たくさんの応募の中から選ばれたのに結果が出ていないなら、そこは企業努力するべきだにつながっていくけど、これは、僕は努力していないとは全く思っていないので、そこは私は自分で否定しておきます。ただ、次長、11月8日の会議録、そもそもさっきの関係に戻るんだけど、委員2人が学識

経験者と言われたよね。学識経験者以外にもいろいろな識者の方から学識経験者を2名選んじやったんだけど、そもそも市の考えている学識経験者の定義って何ですか。

高橋建設部次長兼都市計画課長 これは、企画課が策定しております指定管理者制度事務マニュアルというのがあるんですが、その中に「学識経験者とは」というところがありますので、少し読み上げさせていただきますと、「学識経験者とは、公平公正な立場で、大所高所から応募団体が公の施設の設置目的を達成でき、経費縮減が図られるかなどの判断をできる者をいう。例といたしまして、社会福祉協議会の役員、商工会議所等の役員または民生児童委員等」と書いてあります。以上です。

宮本政志委員 定義は知っていたんですけど、今回の2名の個人的なお名前はいいですが、今おっしゃった団体なのか、それ以外の団体か、どういった関係の方かをお聞きしていいですか。

高橋建設部次長兼都市計画課長 今、例で申し上げた中の方2名です。

宮本政志委員 そうなんよ。学識経験者って定義はそのとおりで、それにのって、いろいろな団体の中から委員を2人頼んでいらっしゃって、そして、会議録を読むと、いろいろな意見も出ているし指摘もあったと。別段、これ委員2人に市の部長3人でないといけないということはなく、これはいくらでも改正すればいい話です。詳しい学識経験者も必要だけど、もう少し指定管理者制度の経費削減とか、あるいは市民サービスの向上のことを、本来、どのように事業者が事業運営していったら、利益が見込まれて売上げが上がっていくかというところもアドバイスできるような方がいないと、とどのつまり、やはり公募かけても1者しかいない、あるいは、なかなか売上げが上がっていかないから、撤退したいになってしまうでしょう。でも、何年か前のこの委員会での指定管理者制度のときの質疑と答弁の内容を見てもみると、いやいや、企業は利益が

あまり上がらなくても、ネームバリュー、つまり地域貢献、あるいは企業の名前を広めるということも目的ですからという答弁もあったんだけど、そういう側面だけに頼っていったら、これ、企業痛めというか、企業いじめになったらいけないから、もう少し企業の側にいろいろな提案ができるような委員会開催が必要と思うんだけど、その辺りというのは考慮できそうですか。都市計画課だけでは難しいかもしれないけど。

高橋建設部次長兼都市計画課長　そうですね。言われた御意見を参考に企画課が検討していくと思いますが、このたび、同様の議案がほかの委員会でもたくさん上がっていますので、それらを集約して、こういったマニュアルとかは改定されていくのではないかと思います。

宮本政志委員　私の今のこの質疑に関して、次長はどう思われますか。やはり都市計画課としては、少しそういったところは改定していかなければいけないなと思われますか。それを決めるのは企画課だけど。

高橋建設部次長兼都市計画課長　たしかにオートキャンプ場は、旅館業法に基づいた簡易宿泊施設ですので、特殊性がある、一種のホテル業のような機能を有するものですので、宮本委員が言われますように、この事業所の提案が適正かどうか、きちんと見られる方が審査されるということは、非常に有効だとは思います。

宮本政志委員　総務省がこの指定管理者制度を始めていきましたというときから、かなり日数がたっています。今、特にこの基準とか単独指名に対する基準も含めて、総務省の見解というのは少し変わってきているかなと受けるところもあるんだけど、その辺りというのは、担当課としてはどのように受け止めていますか。総務省の見解、変化というかな。

高橋建設部次長兼都市計画課長　総務省の見解を少し読んだ記憶はありますが、一つ書いてあったのは、先ほど言いました民間事業への押しつけとなら

ないように注意すること、そのような書きぶりはしてありましたが、細かくは覚えておりません。

宮本政志委員 いや、次長、そこよ。当初は、総務省の見解が経費削減のみで、市民サービスを衰退させたらいけないということで始まったんだけど、次長にそのことを気づいていただけているので、そこをやはり前提に今後やっていっていただきたいというのが、今日、何度も質疑した根幹なんですよ。ぜひ、大谷部長、よろしくお願いします。質疑ですけど、どうでしょうか。

大谷建設部長 宮本委員はじめ矢田委員も福田委員からも、いろいろ貴重な御意見を頂きました。今、こういった御指摘等を受ける中で、当初、始まった指定管理者制度から、世の中もいろいろと変わってきております。また、コロナ禍を挟んで、世の動きも変わってきておりますので、そういったことをもう一度見直して、どういった在り方がいいかということについては、企画課を中心として庁内の中で協議をしていくということになっていけばいいなと私の感想ですが、そうは思っております。

福田勝政委員 入札1者ということは非常に寂しいと思っているんですけど、例えば、晃栄が「もう我々やっていけない」と、会社が倒産した場合の補償は取ってあるわけですか。建設はありますけどね。ある工事をやって、倒産したら次の会社とかとなっていますけれど、それはどうなっているんですか。途中でもう辞めたと、倒産したといった場合はどうなるんですか。

高橋建設部次長兼都市計画課長 指定管理者が何らかの理由で倒産、要は、この指定管理者をできなくなったときには、市が施設の設置者ですので、市が直営で施設を維持管理していくようになると思います。

中村博行委員 指定管理者制度については、先ほどから、いろいろ議論があっ

たと思いますし、執行部のほうも、相当前から、この問題点についてはしっかりと認識されて協議されていることがよく分かりました。ここでは竜王山オートキャンプ場の指定管理になるわけですが、この業者は、江汐公園も運営されているということで、これまでモニタリング等も含めて、いろいろ業者と協議をされた中で、それなりの評価をされていると思います。今回の指定管理、これから5年間において業者の意気込みといったものをどういう点で聞かれているか。単に5年間を引き受けますよではなくて、こういう形でやろうとか、イベントや企画しても、なかなかそれが収益につながらないということも十分理解できる場所ではあると思います。その中で、この晃栄が方向転換に向けて、しっかりとした目的を持ってやられると思うんですけど、どの辺を評価されているかお聞きします。

高橋建設部次長兼都市計画課長 晃栄は、次の機会には、今、キャンプブームもありまして、竜王山公園オートキャンプ場の利用者が非常に伸びてきておりますので、利用者の皆様に対する様々なイベントを仕掛けて、より楽しいオートキャンプ生活を送っていただきたいということを考えているということと、先ほど出ました売店の品目については、もっと手間をかけなくても、利益が上がるような品物は幾つかお考えになっておられるようなことをおっしゃっておいりましたので、その辺も一つの意気込みかなと捉えております。

福田勝政委員 口では簡単にいくんですけどね。例えば、オートキャンプ場、小野田でいえば、竜王山、江汐公園が目玉ですよ。でも、他市、県外にもたくさんあるんですね、これは。いかに競争に勝っていくかが大事なことだと思いますけれど、その点どのように思われますか。

高橋建設部次長兼都市計画課長 このオートキャンプ場につきましては、利用者の実態を見ますと、リピーターが大変多いんですね。その御意見を伺ったことがあるそうなんです、一つは、20年経過した施設なんです

が、施設が結構きれいだということと、ロケーションが最高にいいと。それから、サイトを利用する、いわゆるキャンプにかかる費用もほかに比べれば結構安いということ。それから、キャンプサイトが100サイトあるんですが、中国地方では最大級ということのを売りにしておりますので、その辺も魅力的なのかなと考えております。

藤岡修美委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑を終わります。討論を行います。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これより、議案第89号竜王山公園オートキャンプ場の指定管理者の指定について採決いたします。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

藤岡修美委員長 全員賛成により本件は可決すべきものと決定いたしました。ここで換気のため休憩いたします。11時10分再開いたします。

午前11時 休憩

午前11時10分 再開

藤岡修美委員長 それでは、委員会を再開いたします。議案第90号北部地区都市公園外施設の指定管理者の指定についての審査を行います。執行部の説明を求めます。

高橋建設部次長兼都市計画課長 それでは、議案第90号北部地区都市公園外施設の指定管理者の指定について説明します。この議案につきましては、北部地区都市公園外施設の指定管理者選定委員会の審査結果により、指定管理者候補者に選定した公益社団法人山陽小野田市シルバー人材セン

ターを指定管理者として指定しようとするものです。この北部地区都市公園外施設につきましては、初めに参考資料を見ていただきたいのですが、お配りしております、資料 8 の公園位置図を御覧ください。管理対象の公園につきましては、山陽地区の 25 か所と小野田地区の 27 か所を合わせました 52 か所の公園となります。これらの公園につきましては、平成 21 年 4 月 1 日から指定管理者制度を導入し、令和 6 年 3 月 31 日で 5 期目が終了いたします。このことから、6 期目について、令和 5 年 9 月 15 日から 10 月 31 日までの期間、指定管理者の募集を行ったところ、公益社団法人山陽小野田市シルバー人材センターから応募がありましたので、11 月 7 日に指定管理者選定委員会を開催し、審査を行った結果、公益社団法人山陽小野田市シルバー人材センターを指定管理者候補者と決定しました。指定の期間につきましては、令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年間です。続きまして、お配りしております資料について御説明ですが、先ほどと同様のものですので、読み上げは省略させていただきたいと思います。なお、指定管理者選定委員会審査集計表は、11 月 7 日の指定管理者選定委員会で審査された結果の集計表です。審査委員会の構成につきましては、先ほどと同様の市職員 4 名、学識経験者 2 名の合計 6 名により審査されました。先ほどと同じになりますが、各選定委員の皆様は、事業計画書とプレゼンテーション、それからヒアリング等によりまして、指定管理者として、ふさわしいかどうかを審査されまして、五つの審査項目ごとに採点していただきました。集計方法につきましても先ほどと同様です。評点の結果につきましては、基準点であります 50 点を上回る 63.3 点となりまして、選定委員の皆様の協議の結果、公益社団法人山陽小野田市シルバー人材センターが指定管理者候補者として決定されました。参考資料の説明につきましては、先ほどと同様ですので、説明は省略させていただきます。それから、引き続いてですが、実は都市公園所管の施設につきましては、もう一つ、南部都市公園の指定管理者についても同じ期間、募集を行っていましたが、応募者がいなかったということで、このたび上程はできないという状況になっております。このまま行きますと、4 月 1 日から

は直営になってしまいますので、そうならないように再度、指定管理者を募集できるかどうかも踏まえて庁内で協議をしております。これは報告です。以上で説明を終わります。御審査のほどよろしくお願いいたします。

藤岡修美委員長 執行部の説明が終わりましたので、ここで委員の質疑を求めます。

福田勝政委員 シルバー人材センターですね。入札じゃなかったと。ある意味では、山陽小野田市と親戚みたいなものですね。そう考えていいですか。ちょっと違いますか。

高橋建設部次長兼都市計画課長 実際、シルバー人材センターの公園管理をされている作業員の皆様は、地元の方がほとんどですので、そういった意味ではお近づきの人が多いのではないかということとは言えますが、決して親戚の方かどうかということは、ちょっと正しい表現ではないかとは思います。

宮本政志委員 福田委員の質疑に関連しますが、指定管理者制度の指定の基準でシルバー人材センターもいいですよということがもう盛り込まれているので、それでシルバー人材センターは指定業者として上がってきているんですけど、そもそもシルバー人材センターの業務はどういうことをするんですか。

高橋建設部次長兼都市計画課長 シルバー人材センターの業務は、定年退職されました方々の雇用を確保するということで、こういった公園の管理の作業班もしくは民間企業の敷地内の清掃、それからよく聞くのは、ゴルフ場の維持管理などをする作業員の請負で、シルバー人材センターと各会員は個別の請負契約があるそうなんです。そういった形で必要な事業があるときに必要な会員に声を掛けて働いていただいているという業

態だと理解しております。

宮本政志委員 本市のシルバー人材センターは、何人ぐらいいらっしゃるんですか。

高橋建設部次長兼都市計画課長 会員の数ということでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）シルバー人材センターがどういう会社かということは、プレゼンのときに申しいただきましたが、会員数については、そのときになかったなので、会員数がどれだけいるかお答えできません。

宮本政志委員 なんで会員数を聞いたかというのと、選定委員会の会議録を見ましても、たしか平均年齢70歳以上と出ていました。シルバー人材センターで、いろいろ作業、あるいは怪我のこととか、いろいろな御意見が出ていたんだけど、この指定管理以外に、先ほど次長がおっしゃったように、企業側から依頼を受けたら、あるいは個人の方から、「どこを刈ってくれないか」という依頼を受けたら、業務があると思うんですよ。そのときに、今のシルバー人材センターの人数で、この議案の北部の指定管理が十分賄えると確認されているんですね。

立野都市計画課課長補佐兼都市整備係長 シルバー人材センターの指定管理に関します人員の確保ということでの御質問ですが、春のモニタリング等の際に、人員確保のことも確認しております、このたびも指定管理が継続でございますので、特に人員確保については支障ないということで確認を取っております。それと先ほど、シルバー人材センターの会員数の御質問がありましたが、会員数自体は分からないんですが、このたびの指定管理で必要になる職員の配置につきましては、総括責任者1名、業務責任者1名、業務スタッフで施設管理班11名、公園作業班40名、公園の清掃班8名ということでございます。

宮本政志委員 そうすると、市としては指定管理料を払いますけど、それと別

の応援体制をお聞きしたいのが、大体、草を刈るのは、冬は少ないですよ。12月から3月ぐらいまでは非常に寒いですから、草も伸びないし、一番草刈りをしないといけないのが、多分、梅雨明けぐらいから真夏ですよ。そういったときに、やはり70歳前後の方、あるいは70歳を超えている方たちが構成員としてほとんどだけど、夏場の暑いときにしっかりしていらっしゃるんですよ。私もたまたまよく見るんですけどね。でも、草木はすぐ伸びるし、市民からすると、また伸びているじゃないかとか、きちんときれいにしているのかと誤解を招くケースをよく耳にするんですよ。そういうことがないように、シルバー人材センターの人数を今お聞きしたけども、賄えないときは、市としてはバックアップ体制、例えば、応援しに行く、もしくは、その地域の住民に相談して自治会とか、そういうバックアップ体制は考えておられますか。

高橋建設部次長兼都市計画課長 公園の維持管理につきましては、たしかに草を1年の間に2回、3回ぐらい刈らないといけないという状態なんです。指定管理者の仕様書に入っている回数につきましては、年1回もしくは2回なりの必要最低限です。ただ、このたびの対象地区の公園の多くにつきましては、地元自治会との管理契約がある公園もありまして、それがあるところは、こちらが何も言わなくても、維持管理、草刈りとかをやっていただけるという状態があります。それでも追いつかないときは、市の職員、私たちが直営で作業することもありますし、どなたかボランティアで、今いらっしゃる委員で、実際に児童公園を草刈りとかしていただいている方を私は知っているんですが、御相談があれば、例えば、草刈りの刃を差し上げたり、燃料代を差し上げたり、この辺のバックアップは十分していきたいと考えております。

宮本政志委員 産業建設常任委員会だから、総務文教常任委員会の地域運営組織には絡めないのが、非常に質疑するのに困るんだけど、やはり次長がおっしゃったように、過去の会議録とか見ても、なかなか公園がきれいになっていないから地域の方がやられることもあるんですよ。職員の方

が草刈りしに行くのは、僕は基本的には反対です。職員の方は職員の方で業務があるわけだから。そういったときに、シルバー人材センターがどうしても手が回らなかったりして、草刈りができないようなときは、まさに今から総務文教常任委員会なんだけど、地域運営組織とうまくコミットして、指定管理者もしっかりしていただく。質疑しますが、ただ、そういったときに地域の人がやった、あるいは、たまたま職員が行ってやったから指定管理料を減らしますよということはないですね。

高橋建設部次長兼都市計画課長 そういったことはありません。宮本委員が言われるように、RMO、地域運営組織については、これは市長がトップダウンで、急いでやりなさいということで、各校区で協議会が立ち上がって、今から組織として、どういう業務をやっていくのかというのを議論されております。その議論の中では、校区内にある公園の維持管理についても必ず話し合われると思いますので少し期待はしております。

宮本政志委員 今回から期間が3年から5年になったよね。なぜ、3年から5年に延びたんでしょうか。

高橋建設部次長兼都市計画課長 この指定管理者の指定の期間につきましては、先ほどから申しております企画課が作成しております指定管理者制度事務マニュアルで、指定期間が3年と5年という形で、最初にできたときはうたってありました。通常の維持管理に関わるような施設については3年とし、ただし、特殊な業務といったものについては5年とするということでスタートしております。先ほど審議いただいた竜王山公園オートキャンプ場については、通常の維持管理ではなくて、特殊な業務ということで、5年でスタートしております。その他の都市公園については、通常の維持管理ということで、3年でスタートしておりますが、今申しましたマニュアルの改正がありまして、3年という概念をなくしておりますので、全て5年ということになりましたので、それに伴って5年という指定期間にしました。

宮本政志委員　今回、北部と山陽に変更になったと思うんですけど、その理由についてお願いします。

立野都市計画課課長補佐兼都市整備係長　こちらの北部地区については、もともとは旧山陽地区、旧小野田北部ということで、二つの地区をこのたび一つに取りまとめているんですが、まずは施設の特性が類似していること、小野田北部地区については、一部有料施設等がございますが、公園の管理ということで、主には街区公園の管理というところで、施設特性が類似していること、それと、このたびの指定管理の開始が平成21年から両地区始まっているんですが、いずれもシルバー人材センターがずっと継続して事業をされているという、事業者の同一性もある程度配慮しながら、また、地区を取りまとめることで、事務としても簡略化できるということで、それらいろいろ加味した上で、このたび施設を取りまとめたということです。

福田勝政委員　指定管理者の件ですが、この点数を見ますと、4番目に「施設の管理経費の縮減が図られていること」と書いてありますが、8点満点で、1人は2点、残り5人は3点の評価となっておりますが、これはどのような理由か把握していらっしゃいますか。

立野都市計画課課長補佐兼都市整備係長　委員がおっしゃるのは、審査集計表の得点の4番目、施設の管理経費の縮減が図られているかどうか。こちらは8点満点ということなんですが、こちらの項目の中に、審査表で言いますと、維持管理経費の縮減の実現性、指定管理料の揭示というところで、ここの提案について、このたび提案がちょっと弱かったというところで得点が伸びていないという結果でございます。

矢田松夫委員　今回も申込み団体がシルバー人材センターということでありまして、今回、単独でやられたということでもありますけれど、基本的にシ

ルバー人材センターの設立、あるいはその生い立ち、それから現在の仕事内容を見ると、高齢者の再雇用の方であるということでもありますから、そこだけ公募ではなくて単独されたというのは、やはり高齢者の雇用の安定ということでされたという認識でいいんですね。

高橋建設部次長兼都市計画課長 今回の指定管理につきましては、今、6期目を審査していただいております、5期目まで山陽小野田市シルバー人材センターが、平成21年度の指定管理者制度導入のときからずっとやっております。当初は、シルバー人材センターは単独指定できる対象団体でありましたので、単独指定でスタートしております。ただ、先ほどから申しておりますマニュアルの中で、単独指定できる回数が決められておりますので、その回数を終わってから、一般公募せざるを得なくなっているという状態です。

矢田松夫委員 今回は公募したんですか。結果として、申込み団体が1団体であると。私はさっき、その法律に基づいて、再雇用の方を与えるということでシルバー人材センターに単独指定をしたと理解していたけど、そうじゃなかったですか。

高橋建設部次長兼都市計画課長 このたびは単独指定という形ではなくて、市内業者に限定して公募したということです。

矢田松夫委員 シルバーがやる前は、公園なんかは個人契約したけれど、例えば、ゆめ広場、厚狭川河畔寝太郎公園等については、私もずっと見ていますけれど、シルバー人材センターがやったために、さっき言ったように年に1回もしくは2回、大体1回しかしないんですよ。でも、個人契約をしていたときは2回も3回も、あるいは、祭りやイベントがあるときには2回も3回もきれいにさせていただくということであったけど、結局、シルバー人材センターは、今言ったように1回ということで、マイナス面も出てきているわけですね。それが点数にも出てきたのではな

いかと思うんですが、その辺はないですか。

高橋建設部次長兼都市計画課長 シルバー人材センターがやられている回数については、仕様書の中で必要最低限の回数をうたっております。実際、地元の方から要望なり苦情があったときには、その回数を超えて、シルバー人材センターに適宜やっていただいているという状況があります。

中村博行委員 公園の管理において、例えば、不十分な点とか、いろいろ散乱したとかというケースがあった場合、以前、公園ごとに看板に指定管理者の名前とか連絡先とかを書いておいたほうがいいんじゃないかというような議論もあったと思うんですけども、連絡したいときは市にすべきか、表示があれば、シルバー人材センターにすべきかという点です。どちらでもいいというのもあろうかと思うんですけど、その辺はどうですか。

高橋建設部次長 指定管理者は市に代わって、全ての業務をそれなりの権限を持ってやっていただいておりますので、基本的には指定管理者に連絡していただきたいと思っておりますが、現地で誰が管理しているのかよく分からないというお声がありましたので、中村委員が言われることに対しては、何年か前に「この公園は山陽小野田市シルバー人材センターが管理しております」という看板を大部分の公園に立てております。それを見られて、実際に直接シルバー人材センターに電話される市民の方が増えたという声はあります。

中村博行委員 それは全部の公園というわけではないかと思うんですけど、私も幾つか街頭補導等で見たりするんです。全部の公園にそういったものを立てるといような計画は、シルバー人材センターでお持ちでしょうか。

高橋建設部次長兼都市計画課長 今、実際に看板が立っているところは、通称、

児童公園、都市計画的には街区公園という言い方が正しくなりますが、一般的に言われる児童公園については、それらの看板がほとんどついていと思います。ただ、大規模な公園については、それらの看板はたしかに少ないように思いますので、どちらにしても一般市民の感覚からすれば、公園で何かあれば、市役所に電話されているという実態が多いです。どちらに電話されても当然対応いたしますので、その辺はあまり気にされなくてもいいのかなと思っております。

宮本政志委員 このたびの405万3,000円の増額は、人件費の高騰とか光熱費の高騰とか、つまり物価高騰もあると思うんですけど、修繕料で増額したことはないですか。大丈夫ですか。

立野都市計画課長補佐兼都市整備係長 修繕料の増額は特にしていません。

宮本政志委員 それを聞いて安心したんだけど、修繕料が大半増額分で、人件費、物価が上がったところにはあまり反映できないというのは、非常に厳しいので、今後は当然物価のことも踏まえて、修繕料が発生した場合とか増額する場合は、物価も全部考慮した上で増額は決めていかれるんでしょうか。

高橋建設部次長兼都市計画課長 都市計画課が所管している指定管理者の全てに統一して言えることですが、この指定管理者の中で、修繕料については1件当たり税抜で10万円までは指定管理者にやっていただきます。ただし、それぞれの施設で年間の上限額は協定書にうたっております。それを逆にオーバーフローしてしまう修繕料もしくは税抜の10万円を超えるような案件につきましては、市の一般会計の緑地公園費の修繕料を年間700万円ぐらい持っておりますので、それで随時対応していくという考えになっております。

矢田松夫委員 別表1にシルバー人材センターが指定管理で業務運行するとこ

ろがあるんですけど、全部シルバー人材センターに丸投げをするのではなくて、都市計画課でチェックして、A、B、Cぐらいつけて、Aは頻繁に使っているとか、Bはまあまあとか、Cは全く使っていないとか、チェックを一度やられたらどうですか。廃止しろとは言わないよ。緑化の関係もあるけれど、例えば、避難場所とかありますけど、Cランクについてはどうするか。これから雇用の維持も難しくなってきたら、そういうことも私は必要でないかと思う。例えば、犬猫なんか砂場を好むわけよね。糞がたくさんあるのも知っていますけど、そこは全く使っていないんですよ。そういうところも一遍チェックされてはどうか。今後5年の間にやっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

高橋建設部次長兼都市計画課長 都市公園の利用状況もしくは点検につきましては、職員直営によりまして、年2回から3回、全ての公園を施設の不具合がないとか踏まえて点検しておりますので、そういったときに利用状況もある程度は把握していると考えております。

矢田松夫委員 それならば使用頻度はもうチェックしているんじゃないかね。だから、前回、今回も全てある公園は、全部シルバー人材センターに丸投げしたということですね。市民が利用しているということで、今回もやったということですか。私はそう思っていないんですけどね。

高橋建設部次長兼都市計画課長 たしかに各地区の街区公園については、小学生が随分減ってきて、利用実態がないという公園も実際にあるのは承知しておりますが、ゼロではないという認識はありますので、多い少ないの強弱はありますが、それなりに御利用いただいているのではないかと理解しております。

恒松恵子副委員長 こちらの北部公園も利用料が指定管理料に含まれるということですが、テニスコートと体育館ということで、利用機会を増やすた

めの施設としては難しいかと思うんです。利用者を増やすような努力はどのように聞いていらっしゃるでしょうか。

立野都市計画課課長補佐兼都市整備係長　利用者の増加についての取組の例としてテニスコートで回答させていただきますと、東沖緑地のテニスコートであれば、雨が降った後すぐブラッシングして水はけをよくする対応を取ったり、須恵健康公園のコートであれば、くぼみの整地など、しっかり対応するということで、利用しやすい環境を整えるというところにすごく真剣に取組をされておって、それが利用増加につながっていくのではないかと考えておるところです。

藤岡修美委員長　ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）以上で質疑を終わります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これより、議案第90号北部地区都市公園外施設の指定管理者の指定について採決いたします。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

藤岡修美委員長　全員賛成により、本件は可決すべきものと決定いたしました。ここで委員会は休憩として、一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会を開催いたしたいと思います。

午前11時40分　休憩

午後1時15分　再開

藤岡修美委員　お疲れさまです。産業建設常任委員会を再開いたします。審査内容の7番、陳情・要望書についてです。今回、3件ほど出ております。

まず、地域建設産業の再生に関する要請書については、お手元等に要請書があり、要請者から委員会で説明したいということでしたので、委員会に陳情者を呼ぶという委員会決議をしたいと思います。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）今からお諮りします。地域建設産業の再生に関する要請書の陳情者を参考人として本委員会にお呼びすることについてお諮りします。陳情者を参考人として本委員会にお呼びし、意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）そのように決定いたしました。参考人には、陳情者であります竹本登さん、齊藤博行さんをお呼びしたいと思いますが、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）そのように決定いたしました。では、参考人を本委員会にお呼びする日時については、12月6日、水曜日、明日の午前10時からにしたいと思いますが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そのように決定いたしました。引き続いて、同じ申請者であります、山陽小野田市住宅リフォーム資金助成事業の予算の拡大と助成金の増額を求める要請書の陳情者を参考人として本委員会にお呼びすることについて、お諮りします。陳情者を参考人として本委員会にお呼びし、意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そのように決定いたしました。参考人には、陳情者であります竹本登さん、齊藤博行さんをお呼びしたいと思いますが、よろしいですか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）そのように決定いたしました。では、参考人を本委員会にお呼びする日時については、先ほどの要請書の審査終了後としたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）そのように決定しました。以上で、この件に関しての審査を終わります。もう1件、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情書が出ております。皆さん、目を通されましたか。（「はい」と呼ぶ者あり）最低賃金等々については、これまでもいろいろ要望が出ておりますが、この内容を委員会として、しっかり把握して、今後の予算決算の審議に生かしていくということできたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

中島好人委員 基本的にいいんですけども、若者の賃金を上げていこうというのは、今年6月に政府がまとめた、こども未来戦略方針の中にあるんですけども、やはり子育て世代の若者の賃金を上げていく必要があるのではないかという提言があるということも参考にしてもらえたらと思います。

藤岡修美委員 分かりました。皆さん、そういうことで、今後の予算決算の審査のときによろしく願いいたします。以上で審査内容について、本日終わりましたけれども、若干、本日の委員会の質疑で不穏当発言ではないかという問合せがありましたので、議事録を精査しております。ここで暫時休憩をとりたいと思います。よろしくお願いします。

午後1時20分 休憩

午後1時50分 再開

藤岡修美委員長 それでは産業建設常任委員会を再開いたします。

矢田松夫委員 午前中の議案第89号竜王山公園オートキャンプ場の指定管理者の指定についての審査中の発言について、私から訂正を申し上げます。この私の発言の中で、経営努力について発言いたしましたけれど、断定する意図はなく、経営努力が足りなかったところがあるのではないかという趣旨で発言いたしました。ということでもありますので、私の発言について、委員長におかれましては発言の訂正を許可していただくように、お願いしたいということを申し上げたいと思います。以上です。

藤岡修美委員長 それでは、ただいま矢田委員からありました発言の訂正を許可いたします。それと、それに付随する訂正があれば、私が訂正いたし

たいと思います。以上で産業建設常任委員会を散会いたします。お疲れ
さまでした。

午後 1 時 5 2 分 散会

令和 5 年（2023 年） 1 2 月 5 日

産業建設常任委員長 藤 岡 修 美